

個人情報保護に関する法律施行令第二十八条第四項の方法を定める規則

個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十八条第四項の規則で定める方法は、郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する